

大磯町産前・産後ヘルパー派遣事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、妊娠中又は出産後に心身の不調等により家事又は育児を行うことが困難な者の身体的又は精神的な負担を軽減するために実施する大磯町産前・産後ヘルパー派遣事業（以下「本事業」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(実施主体)

第2条 本事業の実施主体は、大磯町とする。

2 町長は、本事業を、適切な運営が確保できると認められる事業者に委託するものとする。

(対象者)

第3条 本事業の対象となる者は、本町に住所を有する世帯で、かつ、次の各号のいずれかに該当する世帯とする。

- (1) 妊娠届出書を提出した妊婦が属する世帯で、当該妊婦の心身の不調等により、日中家事又は育児を行う者が他にいないため、支援が必要な世帯
- (2) 出産後6月未満の産婦が属する世帯で、日中家事又は育児を行う者が他にいないため、支援が必要な世帯

2 前項の規定にかかわらず、町長が特別な事情があると認めた者は、本事業の対象者としてすることができる。

(事業の内容)

第4条 産前・産後ヘルパー（以下「ヘルパー」という。）が行う家事及び育児の支援（以下「サービス」という。）は、別表第1に掲げるものとする。

(サービスを利用できる期間等)

第5条 サービスを利用できる期間は、次の各号のいずれかの期間とする。

- (1) 利用開始日から出産予定日の前日までの期間
- (2) 出産日から出産後6か月を迎える日の前日までの期間

2 サービスの利用は、1回2時間以内、1日2回を限度とする。

3 サービスを利用できる回数は、第1項の期間中、延べ10回以内とする。

(サービスを提供する日、時間帯及び場所)

第6条 サービスを提供する日は、月曜日から金曜日まで（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び12月29日から翌年1月3日までの日を除く。）とする。

2 サービスを提供する時間は、午前9時から午後5時までの間とする。

3 訪問する場所は、対象者の自宅とし、それ以外の場所への訪問は行わない。

(利用の申請)

第7条 サービスを利用しようとする者（以下「申請者」という。）は、サービスの利用を希望する日の7日前までに大磯町産前・産後ヘルパー派遣事業利用申請書（第1号様式）

以下「申請書」という。)を町長に提出しなければならない。ただし、1回の出産につき、第5条第1項各号の期間に対して、それぞれ1回まで、利用の申請をすることができるものとする。

- 2 申請者は、産前にサービスを利用する場合、診断書又は母性健康管理指導事項連絡カードを申請書に添えて提出しなければならない。ただし、やむを得ない事由によりこれらの提出が困難な場合は、本町職員による面談等の結果をもってこれに代えることができる。

(利用の承認及び不承認)

第8条 町長は、前条の規定による申請があった場合は、速やかに審査の上、その諾否を決定し、大磯町産前・産後ヘルパー派遣事業利用承認決定通知書(第2号様式)又は大磯町産前・産後ヘルパー派遣事業利用不承認決定通知書(第3号様式)により、申請者に通知するものとする。

(利用の調整)

第9条 前条の規定により利用の承認を受けた者は、町長から本事業の実施に係る委託を受けた者(以下「受託事業者」という。)のうちから利用を希望する事業者に連絡し、利用日時及びサービス内容等の詳細について取り決めるものとする。

(申請内容の変更又は中止)

第10条 第8条の規定による利用の承認を受けた者は、申請した事項に変更が生じたとき又は本事業の利用を中止しようとするときは、大磯町産前・産後ヘルパー派遣事業利用変更(中止)届出書(第4号様式)により、町長に届け出なければならない。

(費用負担)

第11条 サービスの提供を受ける者(以下「利用者」という。)は、利用料として、サービスの利用1回につき1,500円を受託事業者が定める方法により支払わなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する者は、利用料を免除することができる。

- (1) 生活保護法(昭和25年法律第144号)に規定する被保護世帯に属する者
- (2) 市町村民税非課税世帯に属する者
- (3) 町長が特に必要と認めた者

- 2 利用者は、前項に定めるもののほか、生活必需品の買物等居宅外のサービスで要した交通費その他の家事支援に係る費用の実費相当額を負担しなければならない。

(日時の変更又は取消し)

第12条 利用者は、サービスを利用する日時又は内容を変更し、若しくは取り消す場合は、利用しようとする日の前日の午後5時まで(利用する予定の事業者の定める休業日を除く。)に受託事業者に連絡しなければならない。ただし、前段に規定した期日を経過した後に変更又は取消しの連絡をした場合は、利用者は、別表第2に定めるキャンセル料を受託事業者を支払わなければならない。

(ヘルパーの要件)

第13条 受託事業者は、次の各号に掲げる要件に全て該当する者を、ヘルパーとして派遣

するものとする。

(1) 母子保健に理解と熱意のある者、子育てに関する事業に従事した経験のある者、保健師、助産師、看護師、准看護師、保育士又は幼稚園教諭の資格を有する者若しくは介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第2項の介護福祉士その他政令で定める者であること。

(2) 次に掲げる欠格事由のいずれにも該当しない者であること。

ア 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者

イ 児童福祉法（昭和22年法律第164号）、児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律（平成11年法律第52号）その他国民の福祉に関する法律（児童福祉法施行令（昭和23年政令第74令）第35条の5各号に掲げる法律に限る。）の規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者

ウ 児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号）第2条に規定する児童虐待又は児童福祉法第33条の10に規定する被措置児童等虐待を行った者

(3) 心身ともに健全な者であること。

(4) 家事及び育児に関する支援を適切に実行する能力を有する者であること。

（身分証明書の携行等）

第14条 ヘルパーは、サービスを提供する際に、受託事業者が発行する身分証明書を携行し、利用者に提示しなければならない。

（事業実施責任者の確保）

第15条 受託事業者は、ヘルパーからの利用者についての相談に応じる体制を確保するため、保健師、助産師、看護師、保育士、幼稚園教諭又は介護福祉士のいずれかの資格を有する事業実施責任者を置かなければならない。

（実績報告）

第16条 受託事業者は、大磯町産前・産後ヘルパー派遣事業利用確認書（第5号様式）及び大磯町産前・産後ヘルパー派遣事業実施報告書（第6号様式）を作成し、サービスを実施した日の属する月の翌月10日までに、町長に報告するものとする。

（個人情報の保護）

第17条 本事業に従事する者は、個人情報の取扱いについては、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）その他個人情報の保護に関する法令等を遵守し、業務上知り得た家庭等の情報を漏らしてはならない。

（補則）

第18条 この要綱に定めるもののほか、本事業の実施に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、令和7年7月1日から施行する。

別表第1（第4条関係）

家事に関するもの	食事の準備及び後片付け
	衣類の洗濯
	居室等の清掃、整理整頓
	生活必需品の買物
	その他必要な家事支援
育児に関するもの	授乳補助
	沐浴補助
	おむつ交換
	適切な育児環境の整備
	保育園等への送迎同行
	その他必要な育児支援

別表第2（第12条関係）

派遣前日の午後5時から当日訪問出発までに受託事業者に連絡があった場合	800円
当日訪問出発前までに受託事業者に連絡がなく、訪問してしまった場合	1,500円